

2024年2月号 (Vol.30)

建物の区分所有等に関する法律の改正動向

I. はじめに

II. 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

III. 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

森・濱田松本法律事務所

弁護士 藤津 康彦

TEL. 03 6212 8326

yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

弁護士 中条 咲耶子

TEL. 03 6266 8960

sayako.chujo@mhm-global.com

弁護士 小俣 雄基

TEL. 03 6266 8506

yuki.omata@mhm-global.com

I. はじめに

近年、区分所有建物の高経年化・区分所有者の高齢化が進行し、これに伴って区分所有建物の所有者不明化や非居住化による管理不全が問題視されています。2023年6月6日に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」¹において、マンション等の区分所有建物の所有者不明化・管理不全化に対応するための区分所有法等の改正案を2024年の通常国会で提出するという方針が示されました。また、法制審議会の区分所有法制部会は、2024年1月16日、主として建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」といいます。）の改正に関する「区分所有法制の見直しに関する要綱案」²（以下「本要綱案」といいます。）を決定し、公表しています。

本要綱案は主に老朽化が進むマンションについて所有者不明化・管理不全化への対応を意図したのですが、REITが保有する区分所有権の管理等にも影響し得ることから、本号では、本要綱案の主な内容を概説します。

II. 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

1. 集会の決議の円滑化

現行法上、区分所有建物に関する集会の決議は区分所有者及び議決権の全てを母数として、法定の多数決割合を満たす必要とされています³。従って、現行法では、決議を成立させるためには下記図表1のA+B+C+D+Eに占めるA（賛成者）の割合が法定の多数決割合を満たす必要がありますが、ここでは集会に出席せず議決権を行使

¹ <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001613337.pdf>

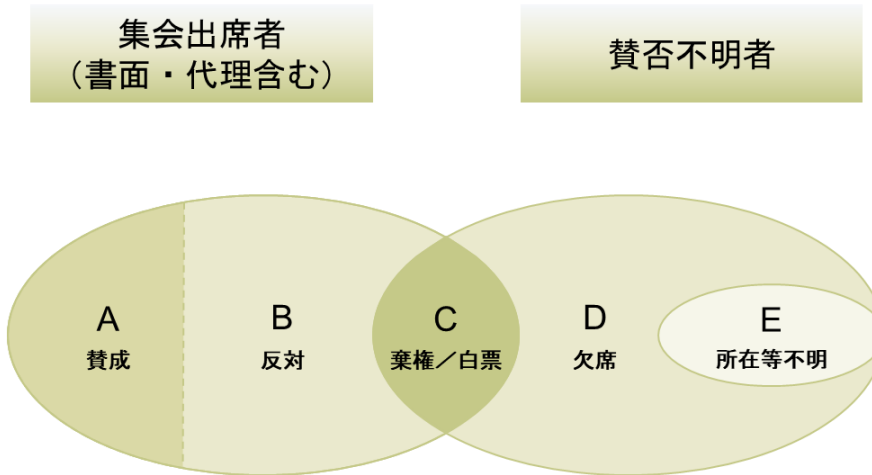
² <https://www.moj.go.jp/content/001410596.pdf>

³ 区分所有法 39条 1項等参照。

REIT NEWSLETTER

しない者（D）と所在等が不明である者（E）とは、集会に出席して反対した者（B）と同様に扱われます。そのため、所在等が不明である区分所有者が多数存在する区分所有建物に関しては、集会の決議を成立させることが相対的に難しくなると考えられます。

<図表 14：多数決割合の考え方>



そこで、本要綱案においては、一定の要件の下で、所在等が不明である区分所有者を集会の決議の母数から除外し、また、出席者の議決権の多数による決議を可能とする仕組みを導入するとしています（D及びEが決議の母数から除外されることとなります）。具体的には、①裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該区分所有者（以下「所在等不明区分所有者」といいます。）以外の区分所有者等⁵の請求により、所在等不明区分所有者及びその議決権を集会の決議から除外することができる旨の裁判をすることができるものとされます。また、区分所有者を決議から除外することが当該区分所有者に重大な不利益を与えとまではいえない一定の集会の議事⁶については、出席した区分所有者及びその議決権の多数（多数決割合は各議事により異なります。）で決するものとされます。

この改正により、集会に出席しない区分所有者及び所在等不明区分所有者の存在が集会の決議の成立に影響を与えにくくなります。なお、この改正は、現行民法が所在

⁴ 法制審議会区分所有法制部会第3回会議部会資料3「区分所有建物の管理の円滑化に係る方策（1）」（<https://www.moj.go.jp/content/001386321.pdf>）に基づき当事務所で作成。

⁵ 本要綱案においては、区分所有者のほか、管理者及び管理組合法人が請求権者として挙げられています。

⁶ 本要綱案においては、①普通決議、②共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。以下同じ。）の決議、③復旧決議、④規約の設定・変更・廃止の決議、⑤管理組合法人の設立・解散の決議、⑥義務違反者に対する専有部分の使用禁止請求・区分所有権等の競売請求の決議及び専有部分の引渡し等の請求の決議及び⑦管理組合法人による区分所有権等の取得の決議が挙げられています。建替え決議等の区分所有権等の処分を伴う決議については、出席しなかった区分所有者の区分所有権等そのものが奪われるという重大な不利益が生じることを踏まえ、対象とはしないとされています。

REIT NEWSLETTER

等不明共有者以外の共有者による変更・管理の制度⁷や、賛否不明共有者以外の共有者による管理の制度⁸を定め、一定の共有者を共有者間の意思決定の母数から除外していることとも整合的なものといえます⁹。

2. 区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

所有者不明状態となっている区分所有建物の専有部分の管理には、不在者財産管理制度等¹⁰の制度が存在します¹¹。しかし、現行の財産管理制度によって選任された管理人は、問題となっている専有部分だけでなく所在等不明区分所有者の財産全般を管理する必要があるため非効率になりがちでした¹²。

そこで、本要綱案においては、裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない専有部分について、必要があると認めるときは利害関係人の請求により、所在者不明専有部分管理人による管理を命ずる処分¹³をすることができるという所有者不明専有部分管理制度を創設するものとされています。また、区分所有者の所在が判明している場合であっても、専有部分の管理が不相当であることにより、他の区分所有者等が被害を受ける可能性がある場合には、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分をすることができるという管理不全専有部分管理制度を創設するものとされています。

これらの管理制度により、区分所有者が不明である又は判明していても管理が不相当である場合に第三者が専有部分を管理することができ、区分所有建物の管理不全を回避することが期待できます。

3. 共用部分の変更決議を円滑化するための仕組み

現行法上、区分所有建物の共用部分の変更は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議（共用部分の変更決議）で決することとされ、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ることができる¹⁴とされていますが、議決権に係る決議要件については規約で減ずることを認める規定はありません。

⁷ 民法 251 条 2 項、252 条 2 項 1 号。

⁸ 民法 252 条 2 項 2 号。

⁹ 法制審議会区分所有法制部会第 3 回会議部会資料 3「区分所有建物の管理の円滑化に係る方策（1）」（<https://www.moj.go.jp/content/001386321.pdf>）の記載を参照。

¹⁰ 不在者財産管理制度（民法 25 条 1 項）のほか、相続財産清算制度（民法 952 条 1 項）、清算会社・法人の清算人制度（会社法 478 条 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 209 条 2 項等）が存在します。

¹¹ なお、民法上特定の所有者不明建物を管理の対象とする所有者不明建物管理制度（民法 264 条の 8）が存在しますが、区分所有建物については適用しないこととされています（区分所有法 6 条 4 項）。

¹² 法制審議会区分所有法制部会第 5 回会議部会資料 5「区分所有建物の管理の円滑化に係る方策（2）」（<https://www.moj.go.jp/content/001390588.pdf>）の記載を参照。

¹³ 所有者不明専有部分管理命令の効力は、共用部分、附属施設及び敷地利用権並びに共用部分、附属施設又は敷地にある動産にも及ぶものとされています。

¹⁴ 区分所有法 17 条 1 項。

REIT NEWSLETTER

そこで、本要綱案においては、基本的な多数決割合は現行法どおり4分の3以上としたうえで、①共用部分の設置又は保存に瑕疵があることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、その瑕疵の除去に関して必要となる場合、②高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要となる場合という客観的事由がある共用部分の変更については、多数決割合を、出席した区分所有者及びその議決権の各3分の2に緩和するものとされています。なお多数決割合は、出席した区分所有者の頭数だけでなくその議決権についても、規約で過半数まで減ずることができることとされています。

この多数決割合の緩和により、一定の客観的事由がある場合、共用部分の変更の決議が成立しやすくなります。

なお、審議の過程において、多数決割合については、現行法上要耐震改修認定を受けた区分所有建物では、耐震改修が共用部分の変更に該当する場合でも普通決議で変更を行うことができると定められている¹⁵ことを参考にして、共用部分の変更決議を過半数により可能とする案もありましたが、共用部分の変更には配管設備に問題がある場合等様々な場合があることから、必ずしも要耐震改修認定を受けた場合と同視できないこともあるとしてこの考え方は採られませんでした。また客観的事由については、新築後の経過年数によって判断するという案もありましたが、老朽化の程度を問題にすべきであって高経年化それ自体を問題とすべきではないとしてこの考え方も採られませんでした¹⁶。

4. その他の管理の円滑化に資する仕組み

現行法上、区分所有建物の管理者は、損害保険契約に基づく保険金額並びに共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領を含むその職務に関して、区分所有者を代理するものとされています。この点について、区分所有法26条2項及び4項の「区分所有者」に、請求権発生後に区分所有権を譲渡した者が含まれるか、また当該代理が区分所有者全員のためにされなければならないかは明確ではなく、仮に区分所有権を譲渡した者は含まれず当該代理は区分所有者全員のためにされなければならないと解した場合¹⁷には、区分所有権が譲渡されると、管理者は事実上、区分所有法26条4項に基づいて訴訟を進行することができないこととなり不都合が生じることとなります¹⁸。

そこで、本要綱案においては、区分所有法26条に関して、管理者は、請求権行使

¹⁵ 建築物の耐震改修の促進に関する法律25条3項。

¹⁶ 法制審議会区分所有法制部会第11回会議部会資料20「区分所有法制の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(1)」(<https://www.moj.go.jp/content/001403601.pdf>)の記載を参照。

¹⁷ 東京地判平成28年7月29日(LEX/DB文献番号25536804)は、このような解釈をとったと思われます。

¹⁸ 法制審議会区分所有法制部会第7回会議部会資料10「区分所有建物の管理の円滑化に係る方策(4)」(<https://www.moj.go.jp/content/001394556.pdf>)の記載を参照。

REIT NEWSLETTER

時点における区分所有者を代理し、訴訟担当者として訴訟を迫ることができるようにするという内容の規律を設けることとしています。

Ⅲ. 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

1. 建替えを円滑化するための仕組み

現行法上、区分所有建物の建替え決議制度が存在し、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地もしくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部もしくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議¹⁹をすることができます。この点については、多数決要件が厳格であることからこれを成立させることが容易ではないとして、一定の場合には要件を引き下げる必要性が指摘されていました。

そこで、本要綱案においては、基本的な多数決割合は現行法どおり区分所有者及び議決権の各5分の4以上とするものの、マンションの危険性に関する基準としてマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「マンション建替円滑化法」といいます。）を参照²⁰して、区分所有建物に、①地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に準ずるものとして政省令等で定める基準に適合していないこと、②火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないこと、③外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すること、④給水、排水その他の配管設備の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして政省令等によって定める基準に該当すること、⑤高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律14条5項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして政省令等によって定める基準に適合していないことのいずれかの客観的な緩和事由が認められる場合には、多数決割合を区分所有者及び議決権の各4分の3以上に緩和することとしています。この緩和により、一定の緊急性・必要性のある客観的事由が存在する場合には、相対的に建替え決議が成立しやすくなります。

また、建替え決議があった場合、現行法では専有部分の賃貸借には影響を及ぼさないものと解されています。そのため、賃借人が合意解除に応じるか、更新拒絶・解約申し入れの正当事由²¹が認められない限り、賃貸借関係を終了させて賃借人を排除することができず、専有部分の賃借人は建物賃借権に基づいて建替え工事の差し止めを

¹⁹ 区分所有法62条1項。

²⁰ マンション建替円滑化法102条2項各号の特定用除却認定基準を、より多数決割合の低い建替え決議のための客観的要件として援用するという考えです。

²¹ 借地借家法28条。

REIT NEWSLETTER

請求することができるかと解されます²²。このような帰結が区分所有建物の円滑な建替えの支障になっているとの指摘がありました。そこで、本要綱案においては、賃借人が通常生ずる損失の補償金を受けられることを前提として、区分所有者等²³の請求により、請求があった日から6か月が経過したときに賃貸借が終了する制度を創設することとしています。

2. 区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組み

現行法上、区分所有権の処分を伴う建物の再生方法として建替え決議が存在しますが、建替えを行う場合には、建物の取壊し費用・再建費用に加えて、一旦転出して再入居する手間や費用を負担する必要がある等コストの観点から建替えが現実的な選択肢とはならないケースがあることが指摘されていました。

そこで、本要綱案においては、①区分所有建物及びその敷地（これに関する権利を含みます。）を売却する建物敷地売却制度、②区分所有建物を取り壊しこれに係る建物の敷地（これに関する権利を含みます。）を売却する建物取壊し敷地売却制度、③区分所有建物を取り壊す取壊し制度、④区分所有建物が全部滅失した場合に滅失した区分所有建物に係る建物の敷地もしくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部もしくは一部を含む土地に建物を建築する再建制度、⑤区分所有建物が全部滅失した場合に区分所有建物に係る敷地利用権に係る土地を売却する敷地売却制度を創設することとしています。これらの制度はいずれも区分所有権や敷地利用権の処分を伴い、区分所有者等に与える影響は建替え決議と同様と考えられることから、建替え決議と同様の要件により決議できるものとされています。

また、本要綱案においては、「建物の更新（建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。））」と定義されるいわゆる一棟リノベーション工事について建替え決議と同様の要件に行うことができるものとされています。

これらの制度により選択肢が増えることによって、老朽化した建物の再生が促進されるものと考えられます。

²² 民法 605 条の 4。

²³ 建替え決議に賛成した各区分所有者、建替え決議の内容により建替えに参加する旨を回答した各区分所有者（これらの者の承継人を含みます。）もしくはこれらの者の全員の合意により賃貸借の終了を請求することができる者として指定された者又は賃貸されている専有部分の区分所有者をいいます。

REIT NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『第 5322 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務～不動産 STO・社債 STO の最新動向を中心に～」』
開催日時 2024 年 3 月 11 日（月）13:30～16:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「上場投資法人のスポンサーによる投資口の取得・処分について」
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.77
著者 尾登 亮介、村田 陽祐、松井 佑樹（共編著）

NEWS

- **Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました**
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が高い評価を得ました。
さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）、ベトナム、及びインドネシア（ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto）においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- ・ Real Estate (Band 1)

THAILAND

- ・ Real Estate (Band 3)

VIETNAM

- ・ Real Estate (Band 3)

弁護士

JAPAN

- ・ Capital Markets: J-REITs : 尾本 太郎、藤津 康彦
- ・ Real Estate : 小澤 絵里子、石川 直樹、蓮本 哲

REIT NEWSLETTER

THAILAND

・ Real Estate : タナナン・タマキアット

VIETNAM

・ Real Estate : グエン・ゴック・フック

➤ Chambers Global 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2024 にて当事務所は日本における各分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が高い評価を得ました。

さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及び中国においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

弁護士

JAPAN

・ Capital Markets: J-REITs : 尾本 太郎、藤津 康彦

➤ 横浜オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト 弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の実業発展に微力ながら寄与して参る所存です。

REIT NEWSLETTER

横浜オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2024年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ **フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNC は当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含む ASEAN の案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガル・サービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外の

REIT NEWSLETTER

クライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。
当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアント
の皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

➤ 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023年12月25日より、同
ビル6階から22階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路1000号 恒生銀行大廈22階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAXに変更はございません。

➤ ニューヨークオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、この度、2024年1月24日
より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL : +1-646-255-1148 / FAX : +1-646-255-1149

➤ ジャカルタオフィス代表電話番号変更のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィスは、代表電話番号を下記のとおり
変更することとなりましたのでご案内いたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

<新電話番号>

+62-21-3021-2222 (代表) (旧番号 : +62-21-3020 0222)

※住所に変更はございません。

<変更日>

2024年3月1日(金)

➤ ジャネット・チョウ 弁護士が入所しました

(ジャネット・チョウ 弁護士からのご挨拶)

拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

REIT NEWSLETTER

2018年にハーバード大学ロースクールを修了し、ニューヨークの Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison 法律事務所において法曹としてのキャリアを開始しました。2021年に Latham & Watkins 法律事務所（東京オフィス）に入所し、日本に拠点を移しました。これらの法律事務所では、公開会社・非公開会社のM&A、成長株投資及びその他一般企業法務案件を主な取扱分野としていました。また、知財関連取引、データプライバシー、ファンドの組成及び管理に加え、内部調査の分野においても経験があります。

森・濱田松本法律事務所の一員になることを光栄に思うとともに、皆様と一緒に新たな一歩を踏み出すことを楽しみにしております。

敬具

2024年2月吉日

弁護士 ジャネット・チョウ

➤ パートナー及びカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の17名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で17名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂 佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 新人弁護士（60名）が入所しました